

当協会の常勤役員の選考の経過及び選任理由の公表について

令和7年7月
一般財団法人 日本舶用品検定協会

当協会の常勤役員は、以下の手続を経て選任された。

1. 役員の選任方法

- (1) 当協会の役員（理事及び監事）は、定款で「評議員会の決議によって選任する。」と規定されている。特に、常勤役員については、評議員会において、「常勤の役員候補者は、評議員が推薦する者とする。ただし、推薦される候補者がいない場合は、公募を行うこととする。」と決議されている。
- (2) また、役員候補者名簿等の資料は、評議員会に設置した役員等候補者選定委員会（評議員数名で構成。）で作成し、評議員会は、これらの資料を参考にして、役員の選任を行うこととなっている。

2. 選考の経過及び選任理由

- (1) 役員のうち常勤役員については、評議員から推薦があり、役員等候補者選定委員会で、以下の理由により常勤役員候補者として選定された大坪新一郎候補者と小濱照彦候補者について、第28回評議員会（令和7年6月24日開催）において審議された結果、全会一致で両名が常勤役員として選任決議された。

（大坪新一郎候補者）

候補者は、協会の組織、業務に関係の深い船舶及び舶用品に関する国際的・国内的な安全・環境規制の現状及び動向等に関して豊富な知識を有していること。さらに、この2年間、会長（代表理事）として協会の運営を適切に行ってきた実績があり、常勤役員として適任である。

（小濱照彦候補者）

協会の製品認証部長として、舶用品に関連した船舶の技術に関する職務経験並びに海事関連分野全般にわたる知見が豊富であること。さらに、この2年間、常務理事（職務執行理事）として協会の職務を適切に執行しており、常勤役員として適任である。

- (2) その後、第44回理事会において、全会一致で、大坪理事が会長（代表理事）として、また、小濱理事が常務理事（業務執行理事）として選任された。